

X 注意欠陥多動性障害

注意欠陥多動性障害とは、おおよそ、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態である。

1 注意欠陥多動性障害のある子供の教育的ニーズ

(1) 早期からの教育的対応の重要性

注意欠陥多動性障害のある子供については、幼少期より気が散りやすく、じっとしていることができない傾向がある。また、忘れ物や紛失物が多い。そのため、周囲の大人から行動を強く規制されたり、叱責を受けたりする場面が増える可能性が高い。

もちろん危険な行為は制止する必要があるが、こういったことの繰り返しにより、自己肯定感が低下し、「自分はどうせ、何をやっても叱られる」「やりたいことは大人に禁止されてばかりだ」といった無力感に陥ってしまう危険性が高い。

注意欠陥多動性障害のある子供の気になる行動は、この障害の特性によるものだけということにできるだけ早期に気付き、本人の自己肯定感が低下することのないような対応をすることが重要である。

そのためには、叱責するよりも望ましい行動を具体的に示したり、行動の良い面を積極的に探して褒めたりすることが効果的である。

(2) 障害の理解に関する保護者等への支援の重要性

注意欠陥多動性障害のある子供に対しては、通常の学級において、必要に応じて適切な配慮をしつつ指導することが基本である。しかし、子供によっては、通級による指導を行うことが効果的であることから、就学に関する相談を進める上では、必要に応じて専門家の見解を伝えながら、保護者に対して通級による指導の意義・目的や通常の学級での学習との関係等について十分な説明を行い、その必要性について理解を得るように努めることが重要である。

保護者の中には、子供に障害があることに気付いていない場合や、気付いていても受け入れられない場合がある。そのような場合は、いきなり障害名を告げるのではなく、子供の困難について、具体的な支援の方法を伝える等を通して、保護者が障害を受け入れられるように説明をしていくことが大切である。

また、通級による指導における指導内容・方法、指導計画を保護者に提示することや、保護者がいわゆる通級指導教室を訪問して参観したり、担当者から説明を受けたりすることなどにより、保護者の理解と協力を得るように努めることが大切である。

2 注意欠陥多動性障害のある子供に必要な指導内容

注意欠陥多動性障害の主な特性に即した指導方法として、例えば次のようなものが考えられる。

(1) 不注意な間違いを減らすための指導

不注意な間違いが多い場合には、他の情報に影響を受けやすいのか、視線を元の位置に戻し固定できないなど視覚的な認知に困難があるのか、僅かな情報で拙速に判断してしまうのかなどの要因を明らかにした上で、幾つかの情報の中から、必要なものに注目する指導や、どのような作業でも終わったら必ず確認することを習慣付けるなどの指導を行う。

(2) 注意を集中し続けるための指導

一つのことに注意を集中することが難しい場合には、どのくらいの時間で注意の集中が難しくなるのか、教科や活動による違いはあるのかなど、困難の状況や要因を明らかにした上で、一つの課題を幾つかの段階に分割したりして、視覚的に課題の見通しを確認できるようにすることや、窓側を避け、黒板に近い席に座らせるなどの集中しやすい学習環境を整えるよう配慮するなどの工夫をする。

(3) 指示に従って、課題や活動をやり遂げるための指導

指示に従えず、また、課題や活動を最後までやり遂げられない場合には、指示の具体的な内容が理解できていないのか、課題や活動の取組の仕方が分からないのか、集中できる時間が短いのかなど、その要因を明らかにした上で、指示の内容を分かりやすくする工夫を行い、分からないときには助けを求めることを指導する。課題の内容や活動の量の工夫も行うように努め、最後までやり遂げることを指導する。

(4) 忘れ物を減らすための指導

忘れ物が多かったり、日々の活動で忘れっぽい場合には、興味のあるものとなないものなど事柄により違いがあるのか、日常的に行うものとそうでないもので注意の選択に偏りがあるのかなど、その実態を把握した上で、その子供に合ったメモの仕方を学ばせ、忘れやすいものを所定の場所に入れることを指導するなど、家庭と連携しながら決まりごとを理解させ、その決まりごとを徹底することにより、定着を図る。

(5) 順番を待ったり、最後までよく話を聞いたりするための指導

順番を待つことが難しかったり、他の人がしていることをさえぎったりしてしまう場合には、決まりごとは理解しているのか、理解しているのに行動や欲求のコントロールができないのかなど、その要因を明らかにした上で、決まりごとの内容と意義を理解させ、その徹底を図る指導を行う。その際、例えば、ロールプレイを取り入れ、相手の気持ちを考えることや、何かやりたいときに手を挙げたり、カードを指示させたりするなどの工夫をする。

(6) 各教科の補充指導

子供の状態等に応じ、注意欠陥多動性障害の状態の改善・克服を図る特別の指導のほか、各教科の補充的な学習をすることも効果的である場合がある。これは、障害のない子供に対して一般的に行われる個別指導での「発展的な学習」や「補充的な学習」とは異なり、注意欠陥多動性障害が原因となって各教科の学習につまずきがみられる場合に、各教科の補充指導を行うものである。

(7) その他の指導

注意欠陥多動性障害に起因する社会的活動や学校生活を営む上での困難は、それ自体にとどまらず、場合によっては、それらが複合化されて他の様々な困難へ結び付くことがある。例えば、多動性・衝動性により、順番を待つなどの社会的なルールが分かっているにもかかわらず行動できなかつたり、思ったことをそのまま発言してしまつたりすることによって、ソーシャルスキルの習得、コミュニケーション能力の発揮や対人関係の形成等における困難となって現れる場合があり、これらに対応することも重要である。例えば、相手の行為に対して怒りの感情が生じたときに、自分の気持ちを適切に伝えたり、その感情を抑制したりするための方法を教え、練習しておくことは、対人関係を良好に保つ上で効果的である。

また、注意欠陥多動性障害により、自己評価の低下がみられる場合等においては、注意欠陥多動性障害の理解や、それに伴う自己認知や自己有能感の向上という視点も大切である。これらの内容を取り出して特別に指導することや、様々な指導の中で配慮することなど、子供の実態に応じて工夫することが必要である。

3 注意欠陥多動性障害のある子供の教育の場と提供可能な教育機能

(1) 通級による指導

通級による指導（注意欠陥多動性障害）の対象については、以下のとおりである。

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

① 通級による指導(注意欠陥多動性障害)の対象等

注意欠陥多動性障害のある子供は、通常の学級における学習に参加できるものの、個々の子供の障害の状態に応じた配慮が必要な場合や、いわゆる通級指導教室などの特別の場において個々の障害の状態に応じた特別の指導が必要になる場合がある。

注意欠陥多動性障害のある子供のうち、通常の学級における適切な配慮や指導方法の工夫のみでは、その障害の状態の改善・克服が困難であり、その障害の状態に応じて一部特別な指導が必要であると判断される場合に、通級による指導の対象と

なる。

通級による指導の対象となるか否かの判断に当たっては、各学校又は各地域における支援体制の活用を図り、各学校に設置されている校内委員会による判断や意見に加え、教育委員会に設置されている専門家チームによる判断や意見を参考にすることが重要である。

一般に、就学に関する相談は入学時や学年始めに集中するが、注意欠陥多動性障害のある子供の場合は、学期の途中で特別な支援の必要性が生じることもある。したがって、校内委員会においては、日ごろから気になる子供の実態を把握したり、注意欠陥多動性障害のある子供等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞いたりして、通級による指導の対象とすることや、通常の学級における適切な配慮や指導上の工夫を講ずるなどの対応が行えるようにすることが大切である。

② 指導内容

ア 注意欠陥多動性障害のある子供に対する通級による指導

通級による指導を行うに当たっては、特別支援学校の学習指導要領における自立活動を参考にした指導を中心にしながら、注意欠陥多動性障害の特性や、子供一人一人の個別の教育的ニーズに十分配慮することが大切である。

実際の指導では、指導の目標や内容・方法等を踏まえ、必要に応じて、個別指導とグループ別指導を適切に組み合わせて行うことが求められる。加えて、障害の状態の改善又は克服を目的とした指導と、各教科の補充指導について、それらを適切に組み合わせて行うことが効果的である場合には、適切な配慮の下に実施することが大切である。また、注意欠陥多動性障害のある子供については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、一人一人の状態に応じて、適切な指導時間数を設定することが重要である。

イ 個別の指導計画の作成

注意欠陥多動性障害のある子供に対しては、個別の指導計画を作成することが望ましい。特に、通級による指導を受ける子供については、個別の指導計画作成の際に、通常の学級における配慮事項も記述しておく必要がある。

また、対象となる子供に対して、個別の教育支援計画が作成されている場合には、そこに記されている内容にも十分配慮して、個別の指導計画を作成することが大切である。

(2) 通常の学級における指導

通常の学級においては、注意欠陥多動性障害のある子供について、適切な配慮の下に指導が行われる必要がある。指導を担当する教員は、注意欠陥多動性障害のある子供の実態の把握に努め、通級による指導における指導方法等を参考にするとともに、ティームティーチングや個別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、教材・教具などの工夫を行うことも重要である。

注意の困難に対して、余分な刺激を減らすことができるように、黒板の周囲の掲

示物を減らしたり、座席の位置を前方にしたりするなどの工夫が行われている。また、集中できる時間を考慮して、短い時間で活動を区切って、メリハリをつけることも考えられる。

4 注意欠陥多動性障害のある子供の教育における合理的配慮の観点

注意欠陥多動性障害のある子供の教育に当たっては、どのような場で教育をするにしても次のような観点の配慮を検討する必要がある。

① 教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行う。(自分を客観視する、物品の管理方法の工夫、メモの使用 等)

①-1-2 学習内容の変更・調整

注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(学習内容を分割して適切な量にする 等)

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。(掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり 等)

①-2-2 学習機会や体験の確保

好きなものと関連付けるなど興味・関心がもてるように学習活動の導入を工夫し、危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を通じた指導を行う。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める。(十分な活動のための時間の確保、物品管理のための棚等の準備、良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保 等)

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

②-2 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生ま

れつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む。(項目を絞った短時間での避難指示、行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防 等)

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する。(余分なものを覆うカーテンの設置、照明器具等の防護対策、危険な場所等の危険防止柵の設置、静かな小部屋の設置 等)

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保する。

5 注意欠陥多動性障害の理解と障害の状態の把握

(1) 注意欠陥多動性障害について

① 注意欠陥多動性障害の概要

注意欠陥多動性障害(ADHD: Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

一定程度の不注意、又は衝動性・多動性は、発達段階の途上においては、どの子供においても現れ得るものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。

② 注意欠陥多動性障害の具体的な状態像

注意欠陥多動性障害とは、典型的には、年齢あるいは発達に不釣り合いな程度において、以下のような不注意、又は衝動性・多動性の状態を継続して示し、それらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態を指す。

ア 不注意

気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりすること。

イ 衝動性

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いっくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりすること。

ウ 多動性

じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であること。

③ 注意欠陥多動性障害の特性

ア 見逃されやすい障害であること

注意欠陥多動性障害は、障害そのものの社会的認知が十分でなく、また、注意欠陥多動性障害のない子供においても、不注意、又は衝動性・多動性の状態を示すことがあることから、注意欠陥多動性障害のある子供は、「故意に活動や課題に取り組むことを怠けている」あるいは「自分勝手な行動をしている」などとみなされてしまい、障害の存在が見逃されやすい。まずは、これらの行動が障害に起因しており、その特性に応じた指導及び支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要がある。特に、早期からの適切な対応が効果的である場合が多いことから、低学年の段階で学級担任がその特性を十分に理解し、適切な指導や必要な支援の意義を認識することが重要である。

なお、平成24年に文部科学省が実施した全国的な実態調査では、医師等の専門家による判断に基づくものではないが、学習障害や注意欠陥多動性障害等の可能性があり、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている子供が小・中学校の通常の学級に6.5%程度在籍している。

イ 他の障害との重複がある場合が多いこと

注意欠陥多動性障害は、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されており、学習障害や自閉症を併せ有する場合があります、その程度や重複の状態は様々であるので、個々の子供に応じた対応が必要である。

ウ 他の事項への波及

ソーシャルスキルの習得、対人関係形成の際に様々な困難が生じる場合がある。さらに反抗挑戦性障害や行為障害などを併存することがあり、その場合には専門機関との連携を密に図る必要がある。

(2) 障害の状態の把握

注意欠陥多動性障害の状態の把握に当たっては、以下の点に留意しつつ、保健、福祉などの関係諸機関、専門家チーム、巡回相談等の各地域における支援体制や、校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の各学校における支援体制に蓄積されている知見を活用することが重要である。

① 不注意、衝動性及び多動性の評価

ア 「不注意」「衝動性」「多動性」に関する以下の設問に該当する項目が多く、その状態が少なくとも6か月以上続いていること

○不注意であること

- ・学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする。
- ・課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい。
- ・面と向かって話しかけられているのに、聞いていないように見える。
- ・指示に従えず、また仕事を最後までやり遂げられない。
- ・学習などの課題や活動を順序立てて行うことが難しい。
- ・気持ちを集中して努力し続けなければならない課題を避ける。
- ・学習や活動に必要な物をなくしてしまう。
- ・気が散りやすい。
- ・日々の活動で忘れっぽい。

○衝動性があること

- ・質問が終わらないうちに出し抜けに答えてしまう。
- ・順番を待つのが難しい。
- ・他の人がしていることをさえぎったり、じゃましたりする。

○多動性があること

- ・手足をそわそわ動かしたり、着席していてもももじもじしたりする。
- ・授業中や座っているべきときに席を離れてしまう。
- ・きちんとしていなければならないときに、過度に走り回ったりよじ登ったりする。
- ・遊びや余暇活動におとなしく参加することが難しい。
- ・じっとしていない。又は何かを駆り立てられるように活動する。
- ・過度にしゃべる。

イ 「不注意」「衝動性」「多動性」のうちの一つ又は複数が7歳以前に現れ、社会生活や学校生活を営む上で支障があること

ウ 著しい不適応が学校や家庭などの複数の場面で認められること

エ 知的障害(軽度を除く)や自閉症等が認められないこと

② 医学的な評価

注意欠陥多動性障害かどうかの判断に当たっては、必要に応じて、専門の医師又は医療機関による評価を受けることを検討すべきである。

注意欠陥多動性障害の原因となり得る中枢神経系の機能不全が、主治医の診断書や意見書などが記述されている場合には、特別に配慮すべきことがあるかどうかを確認する。

③ 他の障害や環境的要因が注意欠陥多動性障害の直接的原因ではないこと

ア 他の障害や環境的要因が、不注意、又は衝動性・多動性の直接的原因ではないこと

子供の校内での生活における行動の記録や家庭や地域から寄せられた家庭や地域における生活についての情報、校内委員会等で収集した資料等に基づいて、他の障害や環境的要因が注意欠陥多動性障害の直接の原因ではないことを確認する。その際、必要に応じて、対象となる子供が在籍する通常の学級における授業態度の観察や保護者との面談等を実施する。

イ 他の障害の診断をする場合の留意事項

学習障害や高機能自閉症等が不注意、又は衝動性・多動性の直接的原因であれば、注意欠陥多動性障害と判断することには慎重でなければならない。しかし、学習障害と注意欠陥多動性障害が重複する場合が多いことや、これらの障害の近接性を考慮して、学習障害や高機能自閉症等の存在が推定される場合においても、注意欠陥多動性障害の可能性を即座に否定することなく、慎重に判断する必要がある。

表3-X-(1) 調査事項の例(注意欠陥多動性障害)

以下に掲げる項目、内容はあくまでも障害の程度、状態を正確に把握する上で有益と思われるものを参考例として示したものである。実際の調査においては、障害の状態、地域の実情等に応じて適切な事項を選択し、又は追加する等により独自の調査事項を定めることが大切である。

観 点	項 目	内 容
教育的観点	これまでに受けた教育等 教育課程 著しい困難を示す特定の行動の分野	教育相談、生育歴、前籍校等 通常の学級を離れた特別の場での特別な指導の必要性 注意の持続、多動、衝動的な行動等
医学的観点	障害の診断	診断名・医学的観点から配慮すべきこと 投薬の状況
心理学的観点	障害の理解	本人・保護者の障害の理解
併せ有する他の障害の有無と障害種		
本人・保護者の希望	希望する教育の形態	通常の学級における配慮 通級による指導の活用
設置者の受け入れ体制	支援体制の整備状況	専門家チームや巡回相談員の活用状況 校内委員会を中心とした校内における支援体制整備状況 通級指導教室（注意欠陥多動性障害）の設置の有無